

岩村登志夫

日本共産党史研究は、この数年に日本国内でも個別研究の深まりがきわだってきた。これに加えて、『日本文献目録』（モスクワ、一九六〇年）Библиография Японии, Москва, 1960. 採録のものも、そっくりマイクロフィルムで日本でも利用できるものが今年になってひらかれたことよって、研究はまさしく新たな段階に入ろうとしている。つまり、日本国内における研究の進展を阻んでいた最後の障害も、いまやとり除かれようとしているのである。たしかに、右のマイクロフィルムも日本共産党史にかかわる発言、文書のうち、若干が未収録であるという欠陥は、これからいろいろな方法で埋められる必要があるものの、たとえば、「Ганиめくは」「Гани」の署名で発表されたジョージ・タニこと、近藤栄蔵の著述十五点は、一九二〇年代なかばのモスクワの片山潜のスポークスマン的な存在としての近藤の役割にかんがみ、日本の研究者には垂涎的であった。あるいは、三二年テーゼから野坂参三・山本懸蔵の「手紙」への転換過程に発表された、ソ連邦側の諸文書は、『日本文献目録』採録のおびただしい量と、表題に察知される多方面にわたる内容に日本共産党史研究の未開拓分野がさし示されていた。これらの点も、日本でもこれを機会に

解明できることになったのは、まことに喜ばしいかぎりといわねばならない。日本・ソ連邦両国の関係者の努力に深甚の敬意を表するものである。

イ・イ・コワレンコ『日本共産主義運動史概説』は、当然のことながら、日本国内の研究の進展に加えて、上述のようなソ連邦側の豊富な文献利用の便宜をいかしたものであってもよいわけである。もちろん、二七二ページという限られた紙数に、戦前の日本共産党史が略述されるに当っては、多くの制約があるはずである。しかし、本書が、たんなる「概説」を意図して刊行されたとは考えられない。

事実、監修者のア・イ・セナートロフ氏は、本書に序文をよせて、戦前期の日本共産主義運動史にかんするソ連邦最初の体系的叙述であると特筆大書するとともに、本書刊行の意図を次のように強調している。

「日本、アメリカその他諸外国の執筆者の多くの著作では、歴史的事実が往々にして、歪められた意図的なかたちで描かれることから、戦前期日本共産党史が対象とされて、マルクス・レーニン的方法論によって行なわれる特別な研究が、必要とされてきた。偽造者に反撃を加え、真実をよみがえらせ、労働者階級の利益の首尾一貫した擁護者、愛国者、国際主義者の日本共産党員の英雄的なたたかひのほんとうの動機を示すという、この任務は、本書の著者がみずからに課したところである。」
(三一四、ページ)

セナートロフ氏がいう「偽造者」が具体的にどのような執筆者を念頭においたものであるかは、必ずしも明らかではない。た

だ、氏は、本書が利用した多くの文献のうちでも、一九七二年七月に日本共産党中央委員会によって発表された文書『日本共産党の五十年』にとくに言及し、「この著作は、党活動家・歴史学者の大きな集団の尽力の成果である。ソヴェトの読者に、日本の新しい研究の成果、新たに公表された史料を知らせることが必要になった」（四ページ）と述べている。巻末の参考文献一覧でも、日本で刊行された文献は、一九七〇年代のものは、二の例外を除いて利用されていないだけに、野坂参三「風雪のあゆみ」〔前衛〕一九七六年第二号（一九七七年第四号）が『日本共産党の五十年』とあわせてこれに掲げられているのは、注目される。

誤解のないように書きそえておくべきであるが、この参考文献一覧のうち、一九五〇年、六〇年代に日本で刊行された著作には、いわゆる「偽造者」のものも含まれているところから、歴史学研究会編『太平洋戦争史』も、旧版のロシア語訳が一九五七年刊の第一巻を挙示されるにとどまって、一九七〇年代刊行の新版が全然利用されていないのは、ソヴェトの研究者が日本の文献を利用するにさいしての技術的なむづかしさを示すものとみてよい。

第一章「第二次世界戦争前の日本帝国主義の発展の若干の特徴」、第二章「日本労働運動、社会主義運動の発生と発展」は、本書の主題がソ連邦の読者に理解されやすくする目的のもとに、明治維新以降の日本近代史の基本的特徴の説明にあてられている。著者の叙述は、戦後のソ連邦の学説に忠実なものであり、一八六七―六八年のブルジョア革命が中途半端な性格のものであるゆえに、絶対主義的君主制の樹立の形をとったと説き、「天皇制国家機構を中心とする権力体制は大地主、独占資本という搾取階級の

独裁の形態であった」（二七ページ）と主張する。

ところで、著者は第九章で三二年テーゼの正当性を力説して、天皇制廃止・半封建的土地所有撤廃を使命とするブルジョア民主主義革命の提起が、「絶対主義的天皇制と緊密に結びつく独占資本に対するたたかいに日本共産党員を導いてきた」（一四八ページ）と強調し、次のように付言する。「日本における天皇制の役割の問題は、このくにのマルクス主義陣営に相対立する見解を生んできた。一方は、発達した資本主義のもとでは、天皇制は独自の役割を果さなくなったと主張していた。他方は、逆に、独占資本を含むいっさいの階級の上にそびえたつ全能の絶対主義として、天皇制を描きだして、天皇制の役割をあまりにも過大評価してきた。」（一四九ページ）少なくとも著者にとっては、その一八六八年革命の理解は三二年テーゼの命題と整合するもののようにであるが、後述するように、著者のテーゼ解釈には疑問が残る。

第三章「大十月社会主義革命が日本革命運動の発展に及ぼした影響」は、米騒動以降の日本人民闘争の発展にふれ、日本共産党創立の前提を明らかにする。もっとも、著者が、一九二一年八月に暁民会が暁民共産党に改組されて、これが日本共産党の「直接の前身」になったかに説くのは、日本ではすでに大丸義一氏によってその誤りが指摘されているところである。

第四章「日本共産党の創立、二〇年代初頭における日本共産党の活動」は、いわゆる第一次共産党を取扱う。共産党創立前夜のコミンテルンとの密接な関係が、著者によって力説されるにあたっては、一九一八年十一月の第一回東方諸民族共産主義諸組織大会のリュトヘルスの介在、それにとまなう一九一九年三月のコミ

ンテルン第一回大会での日本からの決議文発表、ついで十一月の第二回東方諸民族共産主義諸組織大会への山川均起草報告書の送付などの史実が確認される。

ところで、著者は、一九二〇年九月の第一回東方諸民族（諸国民）大会の日本代表吉原太郎については「在米日本社会党員」член Японской социалистической партии в СШАと、また翌二二年六月、七月のコミンテルン第三回大会に関連して、次のように述べている。

「日本共産党創立途上の重要な一歩となったものに、在米日本人社会主義者 японские социалисты в США 代表で片山潜の親密な同志の吉原太郎、田口運蔵のコミンテルン第三回大会活動への参加がある。大会に到着できなかった片山潜の親書は、田口からヴェ・イ・レーニンに手渡された。日本代議員は、自分らのために代議員信任状が届いたことを伝え、これには日本共産党の規約、宣言も送られていると報告した。」（七〇ページ）

ここで指摘されている日本共産党規約・宣言は、日本でも村田陽一氏によって訳出紹介されているが、著者が吉原に付している肩書ないし資格については、疑問が残る。「在米日本社会党員」という表現が厳密さを欠くものであることは別としても、吉原も田口とともに在米日本人社会主義者グループに属したかのような著者のいまいわしは、当事者らの回想録に照らしても甚だ疑わしい。片山らはアメリカ共産党 CPUSA に属したが、吉原に近いヘイウドは、アメリカ共産主義労働者党 CLPWA に加わる。

周知のとおり、コミンテルン第三回大会議事録では、巻末の代

議員リストの「アメリカ合衆国」の欄に日本人共産主義者グループ [Jap. Kom. Gruppe] の一名が告示され、著者も参考文献に算える『ソヴェト歴史事典』第七巻（モスクワ、一九六五年）Советская историческая энциклопедия, т. 7, М., 1965. 所載の項目「共産主義インタナショナル」付表でも、同様に在米日本人共産主義者グループ Япон. коммунисты. группа (США) の決議権保有の代議員一名が示される。たしかに、大会議事録には、吉原の本会議発言は日本共産党 Kommunistische Partei Japans 代表の資格のものとして明記され、田口もまたみずからそのように装っていて、代議員リストとのあいだにいくちがいをみせる。著者の記述は、大会議事録の在米日本人共産主義者グループ代議員一名という数値には誤りがあったとするもののように読みとれるが、この点は、事実と反するといわざるをえない。

日本でも、村田氏が同様に吉原をも在米日本人共産主義者グループ代表に算えるが、氏の念頭におかれているもようのラデックの代議員資格審査委員会報告も、そのように読めるとはかぎらないものである。

ついでながら、著者が一九二二年一月の極東勤労者大会の日本代議員の一人に挙げている和田軌一郎は、本文、巻末索引ともにケンタロー・ワダと誤記されている。第一次共産党党員の小岩井浄もセイジヨウ・コイワと誤読されている。

一九二二年七月の日本共産党創立大会から翌年春にかけての一連の機関召集の意義については、日本でも松尾尊允氏によって指摘されているように、多くの史実が未確定のままになっている。本書の記述は、おおむね『日本共産党の五十年』と合致するもの

になつてゐる。二二年十一月のコミンテルン第四回大会にかんしては、『日本共産党の五十年』が「大会ではまた、日本問題委員会がつくられ、片山潜の参加のもとに、日本共産党綱領草案が起草された」と述べているが、本書も、「この大会ではまた、日本問題委員会がつくられた」（七三ページ）と明示し、さらに、「一九二三年三月、コミンテルンが日本共産党代表とともに起草した党綱領の審議、採択をはかつて、日本共産党臨時協議会 *Предварительная конференция* が東京でひらかれた」（七四ページ）と説く。著者のいう臨時協議会とは、いわゆる臨時大会をさすが、一九二五年一月の上海会議も含めて、著者は協議会の呼称を用いている。それはともかく、村田氏によつて、「第四回大会で日本問題委員会が設置されたという事実はない。草案（日本共産党綱領草案——岩村）作成の日時も、大会中ではなくて、大会後でもないころ、日本の代表たちの帰国前のことであろう」と疑念がさしはさまれているだけに、コミンテルン第四回大会の日本問題委員会の存否にかかわる著者の断定的な表現は、注目をひく。

なお、コミンテルン第四回大会代議員の構成については、著者は川内唯彦、高瀬清の派遣を挙げることとなり、片山と兩人のほかのもう一人には触れていない。山本懸蔵との評者の推定に対して、村田氏は長山直厚を加える。日本共産党代議員の残りの一人が長山、山本のいづれであつたかは、吉田一、高尾平兵衛に続くアナキスト長山への処遇だけに、松尾氏が説くレーニンの高尾接見の真偽ともども、モスクワの文書館の探索が待たれる。

第四章の後半は、対ソ非干渉運動と関東大震災救援運動にみられる日ソ両国人民の国際連帯のたたかい、そして三悪法粉碎の日

本人民のたたかいがおもに叙述される。

第五章「最初の弾圧下の日本共産党、解党主義反対のたたかい」は、一九二三年六月の検挙、九月の震災テロに加えて、二四年の加藤高明内閣成立が共産党の解党、総同盟右派幹部の改良主義的傾向の助長にいたることに関連して、日本の労働者階級の量的・質的未成熟、日本共産党成立にさいしての社会民主主義的傾向、アナルコ・サンジカリズムの傾向との未分化という要因が重視される。ことに山川均に代表される党指導理論の脆弱性が指摘される。著者にしたがえば、山川の『前衛』一九二二年八月号の方向転換論は、コミンテルン第三回大会決議に依拠する積極的側面とあわせて、のちの解党理論をすでに含むものであつた。

また著者の理解するところでは、第一次共産党内のふたつの理論的傾向は、議会・普通選挙制にかんする評価が、当面する革命の性格の規定（ブルジョア民主主義革命論と社会主義革命論）と絡んで、合法的労働者農民政党政結成の是非にも及ぶものであつた。ふたつの傾向はいずれも、具体的情勢に応じて党の活動形態は多様であるとするマルクス・レーニン主義の命題をわきまえないものであつたが、党指導部の「思想的、組織的混乱」を招き、一九二四年三月の解党に導いたと、著者は主張する。

たしかに、著者のいふような側面もなかつたわけではないが、当面する革命の性格規定が議会・普通選および合法的労働者農民政党内に於ける見解の差異を生んだかのような単純な図式化は、とうてい首肯しがたい。革命の性格が状況によつて変化しようとするうけとられかねない著者のいいまわしも、問題であるが、コミンテルン第四回大会の労働者政府もしくは独立共和国（反帝統一

戦線政府)のスローガンときり離して論じようとする著者の立場は、カ・カ・シリニヤ氏らのコミンテルン史研究の水準からはなほだかけ離れたものにみえる。

また、著者が「徳田球一、高瀬清、荒畑寒村は、解党にはもともと一貫して反対する立場をとっていた。徳田は解党主義反対にことに積極性をみせ、一九二五年には党再建運動の先頭に立った」(九三ページ)と述べている点は、『日本共産党の五十年』にも見られない陳腐なものであり、高瀬、徳田にかなする叙述は正確とはいいがたい。徳田がその動機はなんであれ、解党に当初は賛成したことは、いまではよく知られている。高瀬の解党反対論はセクト主義的なものとして市川正一からは警戒され、高瀬はいわゆる残務整理の共産主義ビューローからはずされる。

さらに、著者にしたがえば、「コミンテルンと片山潜の指導、援助のもとに、一九二五年一月、上海でコミンテルン代表の参加を得て党協議会がひらかれた」(九四ページ)結果、山川グループの解党主義的行動が批判されて、中央ビューローが結成されるが、これには、『日本共産党の五十年』が挙げる徳田球一、渡辺政之輔、市川正一、佐野学、佐野丈夫のほか、國領五一郎、山本懸蔵、野坂参三も加えられたという。

中央ビューローの構成に國領ら三名が著者によって補なわれたのは、上海の党協議会の記録に基づくものと推定される。しかし、上海協議会の一月テーゼの作成事情にかんしては、ヴォイチンスキーの役割があらためて吟味されなければならず、片山の占めた位置も、著者のいうようなものではなかった可能性がある。

第五章は、山川らの解党派が党再建路線に反対しつづけ、支配

階級との妥協、労資協調政策、労農諸団体結集妨害のみちへ逸脱したということばで、結ばれる。山川グループのこのような特徴づけは、今日の日本ではそのままでは通用するものではない。

第六章「合法無産政党に対する日本共産党の戦術、『左』翼日和見主義とのたたかい」は、普選法成立にともなう合法無産政党結成過程、総同盟からの評議会の分裂、工代会議・対華非干涉同盟の結成、ならびに福本主義について論述する。これらは、日本では一般化している理解の範囲に止まるが、著者が、「福本主義のイデオロギーに党が支配されていた時期(一九二五―二六年)、日本共産党および党に従う労働組合の刊行物はすべて、抽象的な、理論的論文で埋められ、これらは一般黨員には理解されなかった」(一一四ページ)と指摘している点は、党幹部の殆んど全員が獄中にあつた「一九二五年末から二六年までの時期」(一一一―一ページ)に福本主義の跳梁をゆるしたとする叙述の反復であるとはいえ、厳密さを欠く。第一次共産党事件服役のための党幹部の入獄は、このように一年にわたって殆んど全員に同時に及んでいたわけのものではない。また著者が設定する期間の前後にも、まさしく「福本主義」は存在していたのである。党幹部の入獄がなければ、福本和夫の思想的影響力もさほど大きくならなかったと主張できる根拠はいまのところ見当らない。さらには、著者のいう期間に、日本の共産主義グループがそっくり福本主義に支配されていたとみるのも、これまた事実と反する。

第七章「一九二七年コミンテルン・テーゼ、革命運動の新たな高揚」は、二七年テーゼ採択から一九三一年三月の野坂参三のモスクワ派遣にいたる時期が扱われる。第七章の冒頭には、二七年

テーゼの特徴づけに続いて、山川らによる労農派結成が叙述される。二七年テーゼについての著者の叙述は、『日本共産党の五十年』が認める『テーゼ』のもっとも重要な弱点』には全く触れず、もっぱら肯定的側面を強調したものになっている。ついで、二七年末以降の党の大衆化が力説され、二八年二月の総選挙闘争の画期的意義が強調される。ただ、香川県の大山都夫選挙に活躍する日農連書記場清香(のちの宮井進一夫人、島木健作の『再建』のヒロイン)は、キナコ・イバと誤記されている。さらに、三・一五事件といわゆる中間検査に叙述がすすむが、渡辺政之輔の死については、著者は『日本共産党の四十五年』の誤った説明に固執しようとしている。

また、著者は、一九二八年末の共産党中央委員会再建の先頭には、コミンテルン第六回大会から帰国した市川正一が立ったと述べるが、同大会が日本共産党の活動に及ぼした否定的側面にかんしては、なにも触れようとしない。

この点は、二七年テーゼの作成過程についての著者の沈黙とともに、本書のきわだった特色をなしている。本書の巻末には二七年テーゼが『International Press Correspondence』, 1928, No. 2からロシア語に訳出、添付されている。二七年七月十五日のコミンテルン執行委員会幹部会採択のテーゼが翌二八年一月十二日付誌面に公表される半年間が、ブハーリンの事実上の失脚の過程に重なることは、二七年テーゼの考察にさいして看過できない。『日本共産党の五十年』が指摘するコミンテルン第六回大会の否定的側面が、二七年テーゼにかなするそれとともに、著者によって触れられていないのは、この意味では、おそらく偶然ではない。

大恐慌下の田中清文らから風間丈吉らへの指導部交代にかんしては、『日本共産党の五十年』との間にくいちはない。

第八章「ファシズムと侵略に反対する日本共産党のたたかい」は、日本の中国東北部軍事侵略開始にともなう社会民主主義幹部の右傾と日本共産党の果敢なたたかひの描写にあてられる。しかし、「社会ファシズム」論の誤りには言及がない。

第九章「一九三二年テーゼ」——日本共産党の戦間的綱領」は、三二年テーゼの特徴づけと、三二—三三年の共産党およびその影響下の大衆団体の多様なたたかひが叙述されるが、三二年テーゼの欠陥には触れていない。なお、巻末には、『東方各国共産党綱領文書』(モスクワ、一九三四年)『Iporamishie dokymenty komynicheskikh partii Vostoka, M., 1934. から三二年テーゼ(ただし、一部省略)ならびに三二年六月二八日付の日本共産党中央委員会の訴えのロシア語訳が転載されている。

三二年テーゼの省略は、社会民主主義の否定的評価にかかわる六箇所、すなわち、全文十八節のうち、第五節第一項の最末尾(「迫りつつあるファシズムなる妖怪」のくだり)、第九節の最末尾(「大衆の不満は」のくだり)、第十節の後半(「社会民主主義者の出版物上の欺瞞的言辞が警察に売っている」)及び「社会民主主義者と改良主義的組合幹部は」以下)、第十一節の一句(「社会ファシストの影響力を根絶せぬまま」、第十六節の大部分(「社会ファシズムに対する闘争の本質は」以下)、国際情勢に触れた二箇所、すなわち、第二節の日仏同盟、第六節のアジア諸民族との協力に言及の部分、並びに、ソヴェト権力樹立を扱う第八節の全文である。テーゼの若干の誤りは、著者もたぶん認めている。

第十章「軍部」警察体制による攻撃のもとに」は、被検挙者の九〇%以上が警察の手先、挑発者の手引きで逮捕されている状況を指摘する。第一次共産党事件の坂口鶴治・坂口義治、三・一五事件の秋和松五郎、四・一六事件の間庭末吉その他の「スパイ」「挑発者」を名ざしするだけでなく、佐野学については、坂口兄弟に対する不用意な態度のゆえに、第一次共産党事件ならびに震災テロによる川合義虎らの虐殺の責任も負うべきものであるという。しかし、これらのうち、秋和、間庭の役割については日本では確定した見解があるわけではない。著者は、さらに水野成夫の「日本共産党労働者派」とりわけ飯塚盈延らの党破壊活動を詳述する。著者の「多数派」分派にかんする叙述は、その刊行物なども引証して四ページにも及ぶものであるが、党組織原則も、大衆運動指導の上でも誤りであったと強調するものになっている。

第十一章「統一人民戦線樹立をめざす運動」は一九三四年以降の労働運動の転換にともなう人民戦線運動の展開が扱われる。全協のセクト主義の克服が容易でなかったこと、共産党関西地方委員会・共産党中央再建準備委員会が積極的役割を果たしたことなどの指摘が目立つが、史料としては内閣情報部『人民戦線運動』（東京、一九三四年）が使用されている点を除けば、今日の日本では広く知られはじめている範囲のものである。著者は、プロフィール・テルン機関誌一九三五年第三・第四合併号の山本懸蔵論文を引いて、日本共産党の労働運動対策のセクト主義克服にさいしての手本として、大阪港南地方の金属労働者のたたかいが挙げられたと述べているが、山本だけではなく、著者もまた、港南における共産党関西地方委員会のイニシアチーブは看過しているようである。

著者は、労農派もコミンテルン第七回大会の新戦術の影響下におかれたと述べて、鈴木茂三郎、加藤勘十、黒田寿男、向坂逸郎の名を列挙する。もっとも、労農無産協議会の日本無産党への改組にかんしては、今日の日本の研究者はもちろんのこと、当時のコミンテルンの見解とも異なって、著者の評価は肯定的なものである。著者によれば、「これは、反ファシズム勢力の結集に重要な意義があった。これは、ファシズムに公然と反対する当時としては唯一の合法政党であった。その基本路線は、反ファシズム統一戦線樹立のコミンテルンの方針に合致していた」（二〇五ページ）という。ただ、著者が、上記の内閣情報部の報告書から、日無党の論説がアメリカ共産党日本人部のそれと同趣旨であるとすべくだりなどを引いて、論証に代えている点は、説得力に乏しい。しかも、三五年以降の地方選挙、衆院選における社会大衆党の進出に、反ファシズム勢力の支持を見出す立場が、著者のものであるだけに、その日無党評価は整合性を欠く。

最終章、すなわち第十二章「中国における戦争勃発後、第二次世界戦争の時期の日本の民主主義運動」は、日中戦争下の労農派や『世界文化』グループなどの弾圧、社会大衆党・総同盟幹部の戦争協力、さらに日本共産主義者団その他の反戦活動が説かれる。第十二章の後半には、太平洋戦争下の延安における野坂の理論・実践活動、徳田や宮本顕治らの獄中闘争などが特筆される。

冒頭に掲げたような新たな史料に基づく史実の解明への期待は、本書によって必ずしも充たされるわけではないし、諸テーゼの評価も、あまりにもオーソドクスなものにすぎ、現在の日本の研究者の格別の関心を惹くほどのものではない。

あえて冗言を費すならば、一八六八年の下級武士を主導勢力とする中途半端なブルジョア革命が絶対主義的君主制 *абсолюттистская монархия* 成立に帰結したと著者が説く点は、ハンガリーの一八四八—四九年革命の先例もあり、奇異とするには当らない。ただ、著者のいう絶対主義的君主制とは、イェ・エム・ジュエロフ氏の周到な命名『絶対主義』(*абсолютизм*)と条件つきで名づけることができる政治体制の範囲を出るものではない。つまり、一八六八年革命にかんする著者の理解は、ペ・ペ・トペーハ氏やハ・テ・エイドゥス氏と違ってはいない。換言すれば、明治憲法体制は、絶対主義≡絶対君主制 *абсолютная монархия* ではなく、一八七一一九一八年のドイツ、一八六七一一九一八年のオーストリア・ハンガリーの二元制的立憲君主制 *двулическая конституционная монархия* ≡半絶対主義的君主制 *полуболютистская монархия*、もしくは一八七九一一九四六年のティルノヴォ憲法下のブルガリアの一定時期、一九二三年以前の二元制的立憲君主制にも比すべきものである。

ところが、三二年テーゼにいう絶対君主制とは、著者も引証するクーンセン報告に照らしても、一九一七年三月まで存続するロシアのそれに近いものである。二七年テーゼの行動綱領にはもたれていた議会解散、青年婦人参政権獲得の両スローガンは、三二年テーゼの第十七節では、「議会制度改善のたたかいに大衆の関心をそらせていて、議会主義的幻想を大衆の間に煽っているようなたぐいの部分的な政治要求」と烙印し、廃棄される。「議会は現行の天皇制独裁の不可分の構成要素である」とする見地が、五・一五事件を予知させず(彌縫策は、河上肇や村田陽一に第五節

第一項での誤訳を強いる)、危殆に瀕する議会政治に背をむけさせる破目になるが、これは、天皇制の規定に深くかかわっていた。ついでにいえば、明治憲法体制に比べてずっとブルジョア民主主義的な性格のものとはいえず、ティルノヴォ憲法体制は貴族の大土地所有の消滅、小作制の存続のもとで二元制的立憲君主制として成立し、君主制ファシズムへ移行する点では、十分に「天皇制のファシズム化」(一八七ページ)との比較検討に値する。

天皇制と寄生地主制が、社会主義革命の副次的な一般民主主義的課題ではなくて、ブルジョア民主主義革命の基本的課題としてそれらの廃棄を迫らざるをえないほどに「封建制の異常に強固な諸要素」であったかどうかは、ブルガリア・ハンガリー両国の君主制ファシズム、人民民主主義革命の差異にも照応し、戦後変革の評価も絡んで、あらためて検討されてよいところである。

『日本共産党の五十年』とあわせて『日本共産党の四十五年』が巻末参考文献に挙示されるゆえんは、ここにあらためてくりかえすには及ぶまい。先に引いた「歴史的事実が往々にして、歪められた意図的なかたちで描かれる」という監修者セナートロフ氏の言も、この点ではきわめて意味深長といわねばなるまい。

日ソ両国共産党の関係修復交渉が進展するなかで、本書が刊行されたことは、おそらく偶然ではあるまい。日ソ両国の研究者相互のあいだで、忌憚のない意見交換が望まれる。両国共産党の友好親善が、この分野での学術交流の進展(研究者ならびに文献資料の相互派遣と交換、実質的な実りのある学術討論会の開催)に寄与するものであることを心から願うものである。

(Москва, Изд. «Наука», 1979, 272 стр.)